様式Ｃ－１９

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成２５年６月７日現在

機関番号：１４４０１
研究種目：若手研究（B）
研究期間：2010～2012
課題番号：２２７２０２７１
研究課題名（和文）　唐代中国の文書行政システムの研究
―中央アジア出土唐代公文書の古文書学的分析による
研究課題名（英文）Research on the Document Administration in Tang Period Based on the Paleographical Analysis of the Official Documents Unearthed from Central Asia
研究代表者
赤木　崇敏（AKAGI　TAKATOSHI）
大阪大学・文学研究科・助教
研究者番号：００５６６６５６

研究成果の概要（和文）：
中央アジアより出土した唐代公文書の古文書学的調査を行い、同時代の東アジア・中央アジアに広く受容された唐代の文書行政システム(情報伝達のネットワーク･運用原理･行政機構)、特に地方行政における文書行政の具体相を解明した。さらに、唐代のみならず宋代に至るまでに、この文書行政システムがどのように変化・受容されたかについても検討を進めた。

研究成果の概要（英文）：
This research is concerned with the document administration in Tang period, based on the paleographical analysis of the official documents unearthed from Central Asia. I made it clear that document administration at the local level in terms of format and function has the common feature in the Song Period of posterity. The Song documentation system succeeded to not the official formula code of Tang, but rather emphasized simplification of the existing documentation system.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合　計
2010 年度	1,400,000	420,000	1,820,000
2011 年度	700,000	210,000	910,000
2012 年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総　計	2,800,000	840,000	3,640,000

研究分野：人文学
科研費の分科・細目：史学・東洋史
キーワード：東洋史，唐代史，古文書学，文書行政，中央アジア，敦煌，トゥルファン

１．研究開始当初の背景

(1) 東アジア・中央アジア世界に多大な影響を及ぼした唐帝国（618～907 年）が、その支配秩序を維持する装置として採用したのは、高度な官僚制と緻密な文書行政システムであった。とりわけ後者、文書によって皇帝の意思を確実に帝国全土に通達し、或いは国家機構の各レベルの決定を迅速に関係各部署に伝達するこの情報伝達システムは、人体の神経組織にも比すべき重

要なものである。

(2)唐が進出した中央アジア地域からは、膨大な数の唐代公文書が発見されており、文書行政そのものやそれを運用した行政機構を解明する上で、編纂史料からは窺えない貴重な情報を提供してくれている。この文書史料の利用によってこそ、唐代文書行政は解明しうる。

(3)ただし、これまでの文書行政研究は、皇帝を中心とする中央行政（王言の定立とその伝達過程）の分析に傾注し、また中央から地方へという上意下達の伝達システムの解明が主流であった。そのため、州県レベルの地方行政の実態については、十分解明されていないのが現状である。

(4)一方、文書史料の分析に際しても、従来は文書の内容面に止まり、その形態面や機能面にまで踏み込んでの検討は皆無であった。文書史料は、同時代の生の情報を伝えてくれるとはいえ、中央アジアの特殊な自然環境下で偶発的に現在まで生き延びたが故に極めて断片的であり、内容面から窺えることは限定される。従って、文書史料を十分に活用するには、それを実見調査した上で、文書本来の姿や文書としての機能を再構成する古文書学的分析が不可欠である。

(5)また近年の動向として、中央アジア出土の宋元時代公文書の公開が急速に進んでおり、中国王朝の文書行政や支配構造について、7～14 世紀という長期間に亘り通時的・実証的に検証しうる環境が整いつつある。さらには、唐の支配した中央アジア地域では漢語・非漢語を併用した文書行政が敷かれ、そこでは語彙や書式面において漢語文書の強い影響があったことが指摘されている。唐代公文書の研究は、唐帝国固有の支配システムを解明するだけでなく、後代の宋元代史研究に対しても、胡漢融合する中央アジア地域史研究に対しても、これらの時代・地域との比較史の素材ともなる支配装置のモデルを提示しうる。

２．研究の目的

(1)文書行政という情報伝達システムの分析を通じて、唐帝国の支配体制を明らかにすることを志す。具体的には、唐代公文書の種類・書式・機能・伝達経路・情報内容・発信者と受信者の社会関係など各データを抽出し、行政機構の各レベルにてどのような情報伝達が図られたかを明らかにし、それらを統合して、帝国全体の情報ネットワークの再構築と、それを運用した行政機構の構造及び運用原理を解明する。

(2)従来は、律令制研究という側面から、運用の基本原理である公式令の復元を目的のひとつとしたため、出土文書の利用に際しても公式令規定に則してその種類や機能を決定し、史料の時代性や地域性を無視するきらいが否めなかった。そこで、現実の行政の場（出土文書から窺える地方行政）においては、理念先行で形式的整合性を重視する公式令の規定が実際に機能しえたか否か、改めて検討を行う。

(3)従来の研究では、トゥルファン（西州）や敦煌（沙州）など文書が大量に発見された直轄州が主要な対象とされた。しかし、唐は来降した周辺民族を取り込んで、周縁部に多数の羈縻府州を設置したのであり、これらも検討してこそ、真に帝国全体の文書行政システムの解明となりうる。本研究では、トゥルファン文書・敦煌文書・カラホト文書に加え、毘沙都督府が設置されたコータンの出土文書も主たる対象とする。

(4)唐代中期以降、帝国の辺境支配の弱体化に伴って、既存の行政機構とは統属関係を有さない新たな官職や官府（節度使・観察使・軍鎮など）が新設されるなど、文書行政を執行する行政機構そのものが既存の律令官僚制から大きく変化し、文書行政の在り方も変質を迫られたと予想される。そこで本研究は、兵士のリクルート、戸籍管理、物資補給、交通・輸送機関の運用など軍政と民政が密接に関係しあう事例を中心に、唐中期～宋の文書行政の沿革を実証的に明らかにする。

(5)現在、唐代公文書を所蔵する各国機関において史料の整理・公開が進み、さらにはインターネットによる画像データの配信、史料集の整理・刊行が進展した結果、唐代公文書の史料数が一挙に増大し、唐代史・中央アジア史全体が新たな画期を迎えている。従って、これからの研究は、新史料を収集・分析して信頼できるテキストを公表するとともに、それに基づいて先行研究の成果を検証し、文書行政の具体相を探ることが必要となる。

３．研究の方法

(1)近年、中央アジア出土文書を所蔵する各国研究機関で出土文書の整理・公開が相次ぎ、良質の図版集が公開されている。そこで，それらに基づいて唐代公文書の収集、校訂テキストの作成などの予備調査を進める。

(2)この予備調査をもとに、中央アジア出土唐代公文書を所蔵する海外研究機関での史料調査と、その調査結果の考察・データベースの作成・分析とを交互に進め、帝国全土に張り巡らされた超広域の情報伝達ネットワーク、円滑に情報を伝達するための運用規定、さらにそれらを運営するための行政機構などの復元を行う。

(3)従来の文書行政研究は、中央から地方へ

という上意下達の伝達が主に検討された。これに対し本研究では、史料の出土した中央アジア「地方」に着目し、突厥・カルルク・トゥルギシュ・吐蕃など周辺勢力と対抗するために、地方官庁がどのように情報を収集し中央官庁に発信していたか、或いは地方行政の意思決定がどのように周辺地域の関係各部署に伝達されたか、これまでとは逆方向の流れを探り、従来の一方向的な視点を相対化することを目指した。

４．研究成果

(1)主に敦煌・トゥルファン地域を対象に、唐代地方文書行政において用いられた公文書の書式・機能的特徴を復元し、また時代や地域によるバリエーションの違いを分析した。

(2)文書行政の運用規定である公式令と、出土文書から帰納される実態とはしばしば乖離することがこれまでにも指摘されてきたが、どのようなケースにおいてそのような現象が発生するか、公文書の書式・形態・機能・伝達経路などの諸点について具体的に明らかにした。

(3)杏雨書屋所蔵・敦煌秘笈および中国国家図書館蔵敦煌文献という、近年新たに公表された敦煌文献の中から、羽 061、BD11177、BD11178、BD11180 という唐代官文書を発見。これらが、7～8 世紀の敦煌県が発出した官文書を記録した勘印簿であることを指摘し、官府内の文書処理手続きについて分析を進めた。

(4)8 世紀に属するコータン出土の漢語・コータン語バイリンガル文書を調査し、羈縻支配地域の文書行政について検討した。特に、税糧の徴発に関するロシア蔵コータン出土文書 Dx. 18921, 18940, 18942 の古文書学的分析から、羈縻府州内の文書行政が、使用する公文書の種類や機能、伝達経路等の様々な点において内地直轄州と相違点があることを明らかにした。

(5)漢文文書の影響を受けた 10 世紀の中央アジア地域では、ウイグル語・チベット語・コータン語など所謂非漢語の公文書に、漢文印文を持つ朱方印を漢文文書の形式に従って押印するという現象が見られる。そのうち、分析の進んでいないコータン語公文書の朱方印について、印文の解読や編年作業を行った。

(6)将来的な唐代と宋代公文書の比較研究への布石として、カラホト出土の宋代軍政文書を分析し、当該文書群の基礎情報を学界に提供した。宋代公文書については、唐代との類似性が指摘されるも、その具体的な考察は進められていない。今回は、公文書の書式と機能、事務処理過程について、唐代公文書との比較検討を行った。

(7)これまでの唐代文書行政研究では、公式令規定や皇帝を中心とする中央行政に対する分析に傾注したために、文書が出土した地方で施行された公文書の体系や伝達経路、さらにそれらの時代的な変化については不明な部分が多かった。そこで、各種公文書の書式・機能差や使用条件の違いに着目し、中央行政と地方行政とを包括する公文書体系や文書の伝達経路を復元した。

8 世紀以前の律令官制下における公文書体系は、官府・官人間の統属関係と発出官府の組織形態に応じて編成された点に特徴がある。一方、8 世紀以降の律令体制の崩壊後に現れた令外官は、既存の行政機構はおろか他の令外官とも全く統属関係を有さない。そのために、統属関係や管轄領域を越えて異なる階層の官府と連絡可能な書式（牒式）が、必然的に令外官の行う文書行政の中心的役割を果たすようになった。すなわち、8 世紀以降の官文書体系は、符式・申式を中軸とする律令官制の枠内の体系と、牒式を中心とする枠外の新しい体系との二系統に再編されたことを示した。

さらに、かかる官文書体系や伝達経路の特質が、宋代にどのように継受されたか、特に牒式・帖式・状式という 3 種の書式を対象に分析を進めた。

５．主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 5 件）

①赤木崇敏「宋代「検文書」攷――「宋西北辺境軍政文書」の性格」『大阪大学大学院文学研究科紀要』第 52 巻, 2012, pp. 33-90.（査読無し）

②赤木崇敏「壁画と古文書から見る敦煌オアシス社会の実態」『大阪大学歴史教育研究会　成果報告書シリーズ 5――阪大史学の挑戦 2――』(平成 23 年度～平成 25 年度科学研究費補助金（基盤研究(A)）研究成果報告書・研究代表者 桃木至朗）大阪大学, pp. 101-108, 2011 年 11 月.（査読無し）

③赤木崇敏「ロシア蔵コータン出土唐代官文書 Dx.18921, 18940, 18942」『西北出土文献研究』第 9 号, 西北出土文献研究会, 2011, pp. 87-100.（査読有り）

④赤木崇敏「唐代敦煌縣勘印簿羽 061, BD11177, BD11178, BD11180 小考」『敦煌寫本研究年報』第 5 号, 京都大学人文科学研究所 西陲発現中国中世写本研究班, 2011, pp. 95-108.（査読有り）

⑤ Takatoshi AKAGI, “Six 10th Century Royal Seals of the Khotan Kingdom,” In Imaeda Yoshiro (ed.) *Old Tibetan Document Online Monograph Series vol. 3*, Tokyo: Research Institute for Language and Cultures of Asia and Africa, Tokyo University of Foreign Studies, 2011, pp. 217-229. （査読有り）

〔学会発表〕（計３件）

①赤木崇敏「杏雨書屋・中國國家圖書館藏燉煌縣勘印暦――羽 061、BD11177、BD11178、BD11180」，西陲發現中國中世寫本研究班夏期大會，於京都・京都大学人文科学研究所，2010 年 8 月 11 日.

②赤木崇敏「壁画と古文書から見た敦煌オアシス社会の実態」，大阪大学歴史教育研究会大会「阪大史学の挑戦 2」第 2 部　中央ユーラシア史の枠組みの理解に向けて ――スキタイ・匈奴からムガル・清帝国までの国家の基本構造とシルクロードの展開，於大阪・大阪大学中之島センター，2010 年 8 月 10 日.

③赤木崇敏「唐代コータン地域の羈縻支配と文書行政」，第 47 回野尻湖クリルタイ（日本アルタイ学会），於長野・野尻湖，2010 年 7 月 17 日.

〔図書〕（計２件）

①赤木崇敏「唐代官文書体系とその変遷――牒・帖・状を中心に――」平田茂樹・遠藤隆俊(編)『外交史料から十～十四世紀を探る』(東アジア海域叢書 7)，汲古書院，2013 年刊行予定，pp. 31-76.〔印刷中〕

②赤木崇敏「唐代前半期的地方公文行政――以吐魯番文書為中心――」『文書・政令・信息沟通：以唐宋时期為主』北京：北京大学出版会，2012，pp. 119-165.

６．研究組織

(1)研究代表者

赤木　崇敏　（AKAGI　TAKATOSHI）

大阪大学・文学研究科・助教

研究者番号：00566656

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし